

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月 9 日
【会社名】	新光商事株式会社
【英訳名】	Shinko Shoji Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 達哉
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号
【電話番号】	(0 3) 6 3 6 1－8 1 1 1
【事務連絡者氏名】	管理部門統括 常務取締役 一色 修志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号
【電話番号】	アートヴィレッジ大崎セントラルタワー13階
【事務連絡者氏名】	(0 3) 6 3 6 1－8 1 1 1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2026年10月9日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。))において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年10月9日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。))について、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。))を実施するものです。

① 本株式併合の割合

当社株式について、7,894,651株を1株に併合いたします。

② 本株式併合がその効力を生ずる日(効力発生日)

2026年11月2日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

12株

第2号議案 定款一部変更の件

① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。

② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第7条(自己株式の取得)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式についての権利)及び第12条(単元未満株式の売渡請求)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

④ 本株式併合の効力発生に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は加賀電子株式会社のみとなる予定であるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条(定時株主総会の基準日)及び定款第16条(電子提供措置等)を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年11月2日に効力が生じる予定です。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 株式併合の件	248,459	11,371	93	(注)	可決 95.59%
第2号議案 定款一部変更の件	248,467	11,363	93	(注)	可決 95.59%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各決議事項の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上